鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程

平成１６年 ４ 月 １ 日
規程第　　５２　　号
改正　平成１７年 ３ 月１４日規程第１６号
平成１９年 ３ 月２３日規程第２９号
平成２０年 ３ 月２６日規程第２３号
平成２２年 ３ 月２４日規程第４６号
平成２４年 ３ 月１９日規程第２９号
平成２５年 ３ 月１３日規程第 ８ 号
平成２６年 ３ 月２４日規程第３３号
平成２８年 ２ 月１０日規程第１１号
平成２９年 ３ 月 ８ 日規程第５３号
平成３０年 ３ 月２２日規程第１６号
平成３１年 ２ 月２７日規程第 １ 号
令和 ２ 年 ２ 月２７日規程第 ７ 号
令和 ２ 年 ４ 月２２日規程第４１号
令和 ３ 年 ２ 月２４日規程第 ３ 号
令和 ３ 年 ３ 月２４日規程第１３号
令和 ４ 年 ３ 月 ４ 日規程第 ２ 号
令和 ５ 年 ３ 月 ８ 日規程第１０号
令和 ６ 年 ２ 月２８日規程第 ８ 号

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人鳴門教育大学学則（平成１６年学則第１号。以下「学則」という。）第６８条の２の規定に基づき，鳴門教育大学大学院学校教育研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目，単位数及び履修方法等について定める。

（専攻・コース）

第２条　本研究科の修士課程及び専門職学位課程の学生は，それぞれ専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに，更に理論的・実践的な教育研究の能力を得させるため，別表第１に定めるいずれかのコースに所属しなければならない。

（授業科目の区分及び内容）

第３条　授業科目の区分及びその内容は，修士課程については別表第２，専門職学位課程については別表第３のとおりとする。

（修了に必要な単位数）

第４条　本研究科の修了に必要な単位数は，修士課程については別表第４，専門職学位課程については，別表第５のとおりとする。

第４条の２　前条に規定するもののほか，専門職学位課程の学生のうち，教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に定める普通免許状（以下「免許状」とい

う。）の一種免許状の所要資格を有せず入学した者が修了するためには，一種免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければならない。ただし，幼児教育コースに所属する者のうち，幼稚園，認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。）又は　保育所（認可外を除く。）に現に勤務し，かつ幼稚園教諭二種免許状を有する者については，この限りでない。

（開設授業科目，単位数及び履修方法等）

第５条　本研究科において開設する授業科目，単位数及び履修方法等は，修士課程については別表第６，専門職学位課程については別表第７のとおりとする。

（他大学教職大学院開設の授業科目の履修）

第５条の２　専門職学位課程の学生は，本研究科が別に指定する他大学教職大学院開設の授業科目を履修することができる。

（学部の授業科目の履修）

第６条　学生は，鳴門教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）において開設する授業科目を履修することができる。ただし，授業科目によっては，履修を許可しない場合がある。

２　前項前段の規定により授業科目を履修し，その試験に合格した者には，所定の単位を与える。ただし，学則第７３条第１項及び第４項に規定する修了要件の単位数には含めない。

３　第１項前段の規定により，在学年限内で履修することができる授業科目の単位数は，４０単位以内とする。ただし，別に定める特別の事情があるときは，この限りでない。

４　前３項に定めるもののほか，学生の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は，別に定める。

（学校教員養成プログラム）

第６条の２　専門職学位課程の学生が，教育職員免許状の所要資格を得させるためのプログラム（以下「学校教員養成プログラム」という。）を設け，次の各号のプログラム種別を置く。

(1) 幼稚園教員養成プログラム

(2) 小学校教員養成プログラム

(3) 中学校教員養成プログラム

(4) 特別支援学校教員養成プログラム

２　学校教員養成プログラムの受講を許可された学生は，第６条第３項前段の規定にかかわらず，学部において開設する授業科目のうち，幼稚園，小学校，中学校及び特別支援学校の一種免許状の所要資格を得るための授業科目及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第６条の２第１項第３号に規定する厚生労働大臣の定める修業教科目として必要な授業科目（以下，「保育士科目」という。）について４０単位を超えて履修することができる。ただし，保育士科目は，幼稚園教員養成プログラム以外の学生は履修できないものとする。

３　学校教員養成プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については，第２年次からとする。

４　学校教員養成プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（教職大学院遠隔教育プログラム）

第６条の３　専門職学位課程の学生のうち，現職教員及び保育士を対象としたインターネットを用いた遠隔教育による大学院プログラム（以下「教職大学院遠隔教育プログラム」という。）を設ける。この場合において，保育士は，幼児教育コースに所属し，認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。）又は保育所（認可外を除く。）に現に勤務し，かつ幼稚園教諭二種免許状を有する者に限る。

２　教職大学院遠隔教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（資格取得プログラム）

第６条の４　修士課程の学生のうち，資格取得のため学部で開設する授業科目について４０単位を超えて履修する者を対象としたプログラム（以下「資格取得プログラム」という。）を設ける。

２　資格取得プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については，第２年次からとする。

３　資格取得プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（教育職員の免許状）

第７条　学生の所属するコースにおいて所定の単位を修得することによって教育職員免許状の所要資格を取得することができる専修免許状の種類は，別表第８のとおりとする。この場合において，その取得することができる専修免許状の種類に応じた一種免許状取得のための所要資格を有していなければならない。

（履修登録）

第８条　学生は，当該学年内に履修しようとする授業科目について，所定の方法により履修登録を行わなければならない。

（履修登録上限単位数）

第８条の２　専門職学位課程に所属する学生が１年間に履修登録することができる単位数の上限は，３８単位とする。

（定期試験）

第９条　定期試験は，当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

２　試験は，筆記若しくは口述による試験又は報告書，作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

（追試験）

第１０条　天災地変，その他特別の事情があるときは，大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て，追試験を行うことができる。

（成績評価の基準）

第１１条　成績の判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行うものとする。

２　学則第４９条に規定する成績評価の基準は，Ｓ（１００点から９０点まで），Ａ（８９点から８０点まで），Ｂ（７９点から７０点まで），Ｃ（６９点から６０点まで）及びＤ（５９点以下）とする。

３　学生は，一度合格と判定された授業科目については，取り消すこと又は再履修することができない。

（単位の認定）
第１２条　単位の認定については，当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。
２　学則第８４条第３号から第５号の一の規定により除籍された者については，当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。
（不正行為）
第１３条　第９条及び第１０条に規定する試験の際に学生が不正行為を行った場合には，学校教育研究科長は，教授会の意見を聴いて，当該学生の当該学期に履修した全授業科目に係る成績を不合格とする。
（細則）
第１４条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る教育職員免許状の授与資格，専攻・コース，授業科目の区分及び内容，修了に必要な単位数並びに開設授業科目，単位数及び履修方法等については，なお従前の例による。

附　則

この規程は，平成１７年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る授業科目の区分及び内容，修了に必要な単位数，開設授業科目，単位数及び履修方法等，教育職員の免許状及び成績評価の基準については，改正後の第３条から第５条まで，第７条及び第１１条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，平成１８年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る専攻・コース，開設授業科目，単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については，改正後の第２条，第５条及び第７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成１９年４月１日から施行する。
２　平成１８年度以前に入学した者に係る専攻・コース，授業科目の区分及び内容，修了に必要な単位数，開設授業科目，単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については，改正後の第２条から第５条まで及び第７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表第４の改正規程中，学校教育専攻学校改善コースの専門科目のうち学校教育リーダー演習Ⅵ（教育政策分析演習）を履修することができる。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る専攻・コース，授業科目の区分及び内容，修了に必要な単位数，開設授業科目，単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については，改正後の第２条から第５条まで及び第７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日において，平成２０年度入学者を除く第２年次に在学する者に係る開設授業科目，単位数及び履修方法等については，改正後の第５条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

また，この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る学校教員養成プログラムについては，改正後の第６条の２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る専攻・コース，授業科目の区分及び内容，修了に必要な単位数，開設授業科目，単位数及び履修方法等については，改正後の第２条，第３条，第４条及び第５条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る開設授業科目，単位数及び履修方法等については，改正後の第５条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

２　鳴門教育大学大学院学校教育研究科学生の学部の授業科目履修に関する細則（平成１６年細則第７号）は，廃止する。

３　この規程の施行日において，第２年次に在学する者に係る修了に必要な単位数，開設授業科目，単位数，及び履修方法等については，改正後の第４条及び第５条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

２　平成２４年度以前に入学した者については，改正後の第２条，第３条，第４条，第５条，第６条の２及び第７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２６年４月１日から施行する。

２　平成２５年度以前に入学した者については，改正後の第５条，第６条の３及び第７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２６年度以前に入学した者については，改正後の第５条，第６条，第１０条及び第１３条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２７年度以前に入学した者については，改正後の第４条の２，第５条，第６条の２，第６条の４，第６条の５及び第６条の６の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２８年度以前に入学した者については，改正後の第５条，第６条の３及び第７条

の３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

2　平成２８年度以前に入学した者については,改正後の第５条の２の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

2　平成２９年度以前に入学した者については，改正後の第５条，第５条の２及び第６条の３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３０年度以前に入学した者については，改正後の第２条から第５条まで，第６条から第６条の４まで,第６条の６及び第７条の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和２年４月１日から施行する。

2　平成３０年度以前に入学した者については，改正後の第２条から第５条まで，第６条から第６条の４まで,第６条の６及び第７条の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和２年４月２２日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

2　平成３０年度以前に入学した者については，改正後の第２条から第５条まで，第６条から第６条の４まで,第６条の６及び第７条の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和３年４月１日から施行する。

2　令和２年度以前に入学した者については，改正後の第５条及び第５条の２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和３年４月１日から施行する。

2　令和２年度以前に入学した者については，改正後の第５条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和４年４月１日から施行する。

2　令和３年度以前に入学した者については，改正後の第２条，第４条，第４条の２，第５条及び第６条の３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和５年４月１日から施行する。

2　令和４年度以前に入学した者に係る専攻・コース，授業科目の区分及び内容，開設授業科目，単位数及び履修方法等については，改正後の第６条第２項及び第６条の３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和６年４月１日から施行する。

２　令和５年度以前に入学した者については，改正後の第４条，第４条の２，第５条，第５条の２及び第６条の３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

専　　攻	系	コ　ー　ス
人間教育専攻		心理臨床コース
		グローバル教育コース
高度学校教育実践専攻	教科・総合系	国語科教育コース
		英語科教育コース
		社会科教育コース
		数学科教育コース
		理科教育コース
		技術・工業・情報科教育コース
		家庭科教育コース
		音楽科教育コース
		美術科教育コース
		保健体育科教育コース
		教育探究総合コース
	教職系	特別支援教育コース
		幼児教育コース
		学校づくりマネジメントコース
		生徒指導コース
		学習指導力・ICT 教育実践力開発コース

		教員養成特別コース

別表第２（第３条関係：修士課程）

区　　分	内　　容
専 門 科 目	各コースの専門分野について，高度の専門性を身に付けるとともに，教育課題の解決・改善に結びつけることのできる実践的研究能力を高めることをねらいとする科目として開設する。
課 題 研 究	現代の教育・研究課題を踏まえ，学生の教育・研究課題に即して開設し，修士論文に発展させる。

別表第３（第３条関係：専門職学位課程）

区　　分	内　　容
共 通 科 目	これからの学校現場で生起する教育課題に対応する力量を保証するため，5 領域からなる共通的･基本的内容を修得するとともに，その知識･技能を活用し，広く地域全体の教育力の組織的な改善･充実を図る資質･能力を育成する。
専 門 科 目	各科目群の専門性に応じた科目を設定し，共通科目で修得した知識･技能を深化させるとともに，実習科目との関連を図りながら，学校現場で生起する多様な課題に対応できる専門職としての高度で実践的な問題解決能力を育成する。
実 習 科 目	共通科目，専門科目で修得した内容を踏まえ，それらの知識･技能等を学校現場で検証･改善していくことを通して，生涯にわたって教育に関する理論と実践の往還を継続して行う基層的な資質･能力を育成する。

別表第４（第４条関係：修士課程）

区　　分	心理臨床コース		グローバル教育
	臨床心理学	心理・教育	

	領域	科学領域	コース
専　門　科　目	１８単位	２０単位	１２単位
自 由 選 択 科 目	６単位	４単位	１２単位
課　題　研　究	６単位	６単位	６単位
合　　計	３０単位	３０単位	３０単位

備　考

自由選択科目は，心理臨床コースとグローバル教育コースの専門科目のうちから選択すること。

別表第５（第４条関係：専門職学位課程）

区　　分	高 度 学 校 教 育 実 践 専 攻
共　通　科　目	１８単位
専　門　科　目	１８単位
実　習　科　目	１０単位
合　　計	４６単位

別表第６（第５条関係：修士課程）

１　専門科目

所属するコース		授　業　科　目	単位数		標準履修年次	履　修　方　法
			必修	選択		
心理臨床コース	臨床心理学領域	子どものこころへのアプローチ		2	1	臨床心理学領域の学生は，本表の専門科目を２４単位以上履修し，そのうち自己の所属するコースの授業科目から１８単位以上
		臨床心理学統計法		2	1	
		福祉分野に関する理論と支援の展開（障害者（児）心理学特論）(*a)		2	1	
		教育分野に関する理論と支援の		2	1	

ス	域	展開（教育心理学特論）（*a）				履修すること。
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開（犯罪心理学特論）（*a）		2	1	※(*a)については，心理臨床コースに所属する学生に限る。
		心の健康教育に関する理論と実践(*a)		2	1	
		人間関係特論(*a)		2	1	
		臨床心理学研究Ⅰ(*b)		2	1	※(*b)については，心理臨床コース臨床心理学領域に所属する学生に限る。
		臨床心理学研究Ⅱ(*b)		2	2	
		臨床心理面接研究Ⅰ(*b)		2	1	
		臨床心理面接研究Ⅱ(*b)		2	2	
		臨床心理学研究法特論(*b)		2	1	
		臨床心理面接演習(*b)		2	1	
		臨床心理査定演習Ⅱ(*b)		2	1	
		臨床心理基礎実習(*b)		2	1	
		保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神医学特論）（*b）		2	1	
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開(*b)		2	1	
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）（*b）		2	1	
		心理支援に関する理論と実践（*b）		2	1	
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（家族心理学特論）（*b）		2	1	
		心理実践実習Ⅰ(*b)		1	1	
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）（*b）		2	2	
		心理実践実習Ⅲ(*b)		1	2	
		心理実践実習Ⅳ(*b)		2	1	
		心理実践実習Ⅴ(*b)		4	2	
		臨床心理実習Ⅱ(*b)		1	2	
		臨床心理地域援助実習(*b)		2	2	
	心理・教育	心の発達・教育創造研究		2	1･2	心理・教育科学領域の学生は，本表の専門科目を２４単位以上履修し，そのうち自己の所属する領域の授
		心の発達・教育創造演習		2	1･2	
		心理教育科学研究		2	1･2	
		心理教育科学演習		2	1･2	
		心理・教育科学測定・評価演習		2	1･2	

	科学領域	予防教育開発・実施演習		4	1	業科目を１４単位，臨床心理学領域の授業科目からも６単位以上履修すること。
	障害科学領域	臨床人間関係(知的障害・肢体不自由・病弱・視覚障害・聴覚障害) 生理心理学 障害心理学研究方法演習 障害臨床学特論 障害発達支援国際比較研究 コミュニティ障害共生支援演習		2 2 2 2 2 4	1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1	障害科学領域の学生は，本表の専門科目を２４単位以上履修し，そのうち自己の所属するコースの授業科目から１８単位以上履修すること。
グローバル教育コース		国際教育人間論 教育研究・調査 国際教育特論 国際教育演習 国際教育協力研究 国際教育協力特論Ⅰ 国際教育協力特論Ⅱ 国際教育授業開発 国際教育協力演習 国際教育総合セミナーⅠ 国際教育総合セミナーⅡ 国際教育数学内容論 数学教育協力研究 数学教育協力授業研究 数学教育協力教材開発研究 国際教育理科内容論 日本型学校教育課程の特徴と展開 理科教育協力研究 理科教育協力授業研究(*c) 理科教育協力教材開発研究(*c) 地球環境 自然科学の世界 自然科学の方法 日本語文法研究 日本語音声表現研究 日本語語彙論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2	グローバル教育コースの学生は，本表の専門科目を２４単位以上履修し，そのうち自己の所属するコースの授業科目を１２単位以上履修すること。 ※(*c)については，グローバル教育コースに所属する学生に限る。

	社会言語学研究		2	1･2	
	言語習得･発達論		2	1･2	
	日本語教育学研究		2	1･2	
	日本語教育法研究（日本語教育観察実習）		2	1･2	
	日本語教育学演習		2	1･2	
	日本語教育法演習（日本語教育グループ実習）		2	1･2	
	日本語教育実習		2	1･2	
	日本文化研究		2	1･2	
	日本語Ⅰ		2	1･2	
	日本語Ⅱ		2	1･2	
	日本語Ⅲ		2	1･2	
	日本語Ⅳ		2	1･2	
	日本事情・日本文化		2	1･2	
	異文化コミュニケーション研究(*c)		2	1･2	
	言語コミュニケーション演習(*c)		2	1･2	
	英語文化研究		2	1･2	
	英語文化演習		2	1･2	
	ライティング・スキルⅠ		2	1･2	
	ライティング・スキルⅡ		2	1･2	
	プレゼンテーション・スキルⅠ		2	1･2	
	プレゼンテーション・スキルⅡ		2	1･2	

2　課題研究

所属するコース	授　業　科　目	単位数		標準履修年次	履　修　方　法
		必修	選択		
全コース	課題研究Ⅰ	2		1	1　学生は，各自の研究課題に応じて，研究指導教員のもとに履修すること。 2　原則として，３学期をとおして６単位履修すること。なお，各
	課題研究Ⅱ	2		1	
	課題研究Ⅲ	2		2	

					授業科目の履修は，１学期に１科目とすること。

備　考

講義及び演習の単位は，１５時間の授業をもって１単位とし，実験，実習及び実技の単位は，３０時間の授業をもって１単位とする。

ただし，心理臨床コースの専門科目「臨床心理基礎実習」,「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ)」,「臨床心理実習Ⅱ」及び「心理実践実習Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」については，１単位４５時間とする。

別表第７（第５条関係：専門職学位課程）

１　共通科目

領　　域	授　業　科　目	単位数		標準履修年次	履　修　方　法
		必修	選択		
教育課程の編成・実施に関する領域〔第１領域〕	カリキュラムデザインの理論と実践■ 教科カリキュラムの構成と理論■	1 1		1 1	
教科等の実践的な指導方法に関する領域〔第２領域〕	授業の理論と実践■ 教育評価の理論と実践■	1 1		1 1	
生徒指導，教育相談に関する領域〔第３領域〕	生徒指導の理論と実践■ 教育相談の理論と実践■	1 1		1 1	
学級経営，学校経営に関する領域〔第４領域〕	学級経営の理論と実践■ 学校組織マネジメントの理論と実践■	1 1		1 1	
学校教育と教員の在り方に関する領域〔第５領域〕	Society5.0 に向けた教育の情報化・情報教育■ 今日的な特別支援教育の課題とその対応■	1 1		1 1	

共通科目選択群	学校支援のための教科教育実践演習Ⅰ(*1)		2	1	教科・総合系の学生は(*1)か(*2)のいずれかを履修すること。
	学校支援のための教育総合実践演習Ⅰ(*2)		2	1	
	学校支援のための教科教育実践演習Ⅱ(*3)		2	1	教科・総合系の学生は(*3)か(*4)のいずれかを履修すること。
	学校支援のための教育総合実践演習Ⅱ(*4)		2	1	
	チーム総合演習（教課題解決のためのプランニング（*5)		4	1	現職教員学生は(*5),(*6),(*7)の中から4単位履修すること
	教育課題探究◆(*6)		2	1･2	
	幼児・学校教育リフレクション◆(*7)		2	1･2	
	教職協働力実践演習Ⅰ■		2	1	教職系の学生は必修
	教職協働力実践演習Ⅱ■		2	1	
	教職基礎力開発演習Ⅰ		2	1	現職教員以外の学生は必修
	教職基礎力開発演習Ⅱ		2	2	

2　専門科目

科目群	授業科目	単位数		標準履修年次	履修方法
		必修	選択		
教科領域力	国語科教育の基礎演習（近現代文学)		1	1･2	左欄の授業科目から 12 単位以上を履修すること
	国語科教育の基礎演習（古典文学・語学)		1	1･2	
	国語科教育（近現代文学）の内容構成演習		1	1･2	
	国語科教育（古典文学）の内容構成演習		1	1･2	
	国語科教育（思考力育成）の教材開発演習		1	1･2	
	国語科教育（読むこと）の教材開発演習		1	1･2	
	国語科教育(話すこと・聞くこと)の学習指導と授業デザイン		1	1･2	

	国語科教育（読むこと）の学習指導と授業デザイン		1	1･2	
	英語科教育の基礎演習 A		1	1･2	
	英語科教育の基礎演習 B		1	1･2	
	英語科教育の内容構成演習 A		1	1･2	
	英語科教育の内容構成演習 B		1	1･2	
	英語科教育の教材開発演習 A		1	1･2	
	英語科教育の教材開発演習 B		1	1･2	
	英語科教育の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	英語科教育の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	社会認識教育（地理歴史）の基礎演習		1	1･2	
	社会認識教育（公民）の基礎演習		1	1･2	
	社会認識教育（地理歴史）の内容構成演習 A		1	1･2	
	社会認識教育（地理歴史）の内容構成演習 B		1	1･2	
	社会認識教育（地理歴史）の教材開発演習 A		1	1･2	
	社会認識教育（地理歴史）の教材開発演習 B		1	1･2	
	社会認識教育（地理歴史）の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	社会認識教育（地理歴史）の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	社会認識教育（公民）の内容構成演習 A		1	1･2	
	社会認識教育（公民）の内容構成演習 B		1	1･2	
	社会認識教育（公民）の教材開発演習 A		1	1･2	
	社会認識教育（公民）の教材開発演習 B		1	1･2	
	社会認識教育（公民）の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	社会認識教育（公民）の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	代数・幾何教育の基礎演習		1	1･2	

	解析・確率統計教育の基礎演習		1	1･2	
	算数・数学の内容構成演習 A		1	1･2	
	算数・数学の内容構成演習 B		1	1･2	
	算数・数学の教材開発演習 A		1	1･2	
	算数・数学の教材開発演習 B		1	1･2	
	算数・数学 の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	算数・数学 の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	自然科学教育の基礎演習 A		1	1･2	
	自然科学教育の基礎演習 B		1	1･2	
	自然科学教育（理科）の内容構成演習 A		1	1･2	
	自然科学教育（理科）の内容構成演習 B		1	1･2	
	自然科学教育（理科）の教材開発演習 A		1	1･2	
	自然科学教育（理科）の教材開発演習 B		1	1･2	
	自然科学教育（理科）の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	自然科学教育（理科）の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	技術・情報教育の基礎演習		1	1･2	
	技術・工業教育の基礎演習		1	1･2	
	ものづくり教育（技術・工業）の内容構成演習 A		1	1･2	
	ものづくり教育（技術・工業）の内容構成演習 B		1	1･2	
	ものづくり教育（技術・工業）の教材開発演習 A		1	1･2	
	ものづくり教育（技術・工業）の教材開発演習 B		1	1･2	
	ものづくり教育（技術・工業）の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	ものづくり教育（技術・工業）の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	情報教育（技術・情報）の内容構成演習 A		1	1･2	
	情報教育（技術・情報）の内容構		1	1･2	

	成演習 B				
	情報教育（技術・情報）の教材開発演習 A		1	1･2	
	情報教育（技術・情報）の教材開発演習 B		1	1･2	
	情報教育（技術・情報）の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	情報教育（技術・情報）の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	生活科学教育（家庭）の基礎演習		1	1･2	
	生活創造教育（家庭）の基礎演習		1	1･2	
	生活科学教育（家庭）の内容構成演習		1	1･2	
	生活創造教育（家庭）の内容構成演習		1	1･2	
	生活科学教育（家庭）の教材開発演習		1	1･2	
	生活創造教育（家庭）の教材開発演習		1	1･2	
	生活科学教育（家庭）の学習指導と授業デザイン		1	1･2	
	生活創造教育（家庭）の学習指導と授業デザイン		1	1･2	
	声楽教育の基礎演習		1	1･2	
	器楽教育の基礎演習		1	1･2	
	音楽科の内容構成演習 A		1	1･2	
	音楽科の内容構成演習 B		1	1･2	
	音楽科の教材開発演習 A		1	1･2	
	音楽科の教材開発演習 B		1	1･2	
	音楽科の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	音楽科の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	美術教育の基礎演習 A		1	1･2	
	美術教育の基礎演習 B		1	1･2	
	美術の内容構成演習 A		1	1･2	
	美術の内容構成演習 B		1	1･2	
	美術の教材開発演習 A		1	1･2	
	美術の教材開発演習 B		1	1･2	
	美術の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	

	美術の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
	健康・スポーツ教育の基礎演習 A		1	1･2	
	健康・スポーツ教育の基礎演習 B		1	1･2	
	健康・スポーツ教育（体育）の内容構成演習 A		1	1･2	
	健康・スポーツ教育（体育）の内容構成演習 B		1	1･2	
	健康・スポーツ教育（体育）の教材開発演習 A		1	1･2	
	健康・スポーツ教育（体育）の教材開発演習 B		1	1･2	
	健康・スポーツ教育（体育）の学習指導と授業デザイン A		1	1･2	
	健康・スポーツ教育（体育）の学習指導と授業デザイン B		1	1･2	
教育総合力	STEAM と教科横断の教育的探究		1	1･2	
	STEAM と教科横断の授業デザイン		1	1･2	
	消費と生活の教育総合デザイン		1	1･2	
	環境と人間の教育的探究		1	1･2	
	環境と人間の教育総合デザイン		1	1･2	
	学校防災の教育総合デザイン		1	1･2	
	哲学と対話の教育的探究		1	1･2	
	国際理解の教育的探究		1	1･2	
	国際理解の教育総合デザイン		1	1･2	
幼児教育実践力	乳幼児期から児童期の発達心理と保育■		1	1･2	
	幼児期から児童期の子どもの発達と支援■		1	1･2	
	小学校への接続・連携を見通した幼児教育■		1	1･2	
	子ども家族支援の実際と課題■		1	1･2	
	家庭教育支援演習■		1	1･2	
	幼児教育マネジメント演習■		1	1･2	
	幼児教育における ICT の活用■		1	1･2	
	インクルーシブ保育・教育の理論と実践■		1	1･2	
	園の組織マネジメントの理論と実		1	1･2	

	践■				
	幼児教育実践フィールド研究Ⅰ■ 幼児教育実践フィールド研究Ⅱ■ 幼児教育実践フィールド研究Ⅲ■		1 1 1	1･2 1･2 2	幼児教育コースの学生に限る。
特別支援実践力	特別支援教育におけるキャリア教育･進路指導デザインA 特別支援教育におけるキャリア教育･進路指導デザインB 特別支援教育における心理行動支援A 特別支援教育における心理行動支援B 特別支援教育における医療・教育の連携A 特別支援教育における医療・教育の連携B 特別支援教育における心理学・教育学の連携A 特別支援教育における心理学・教育学の連携B		1 1 1 1 1 1 1 1	1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2	
マネジメント力	地域の教育課題と教育行政の実務■ 教育法規実践演習■ 学校危機管理の実践■ 学校防災教育の開発■ 学校におけるカリキュラムマネジメントの推進■ 家庭・地域・学校の連携構築■ 学校ビジョンの構築と教職員の組織化■ 教職員の人材育成と校内研修■ ミドルリーダー課題演習 学校づくりマネジメントリフレクションⅠ◆ 学校づくりマネジメントリフレクションⅡ◆		1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2	1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 1･2 2 2 2	現職教員かつ学校づくりマネジメントコースの学生に限る。

生徒指導力	学校心理学■		1	1･2	
	生徒指導事例検討■		1	1･2	
	チーム支援とコーディネート■		1	1･2	
	集団づくりとグループアプローチ■		1	1･2	
	生徒指導の国際比較研究■		2	1･2	
	いじめ・不登校防止の理論と実践◆		2	2	現職教員学生に限る。
	道徳教育と特別活動の理論と実践■		2	1･2	
	生徒指導リフレクションⅠ◆		2	2	現職教員かつ生徒指導コースの学生に限る。
	生徒指導リフレクションⅡ◆		2	2	
学習指導改善力	教育評価の実際と事例分析■		1	1･2	
	学校教育における ICT 活用と情報デザイン■		1	1･2	
	総合的な学習の時間のカリキュラム開発■		1	1･2	
	校種間連携に視座した教材・教具の開発演習■		1	1･2	
	学習者の心理とアクティブラーニング■		1	1･2	
	ワークショップ型研修の技法■		1	1･2	
	1 人 1 台タブレット時代の授業改善・教育改善■		1	1･2	
	学習指導力開発演習■		1	1･2	現職教員かつ学習指導力・ICT 教育実践力開発コースの学生に限る。
	教科・研究主任の力量形成■		1	1･2	
	学習指導リフレクションⅠ◆		2	2	
	学習指導リフレクションⅡ◆		2	2	
教職実践力	学習指導要領と教育課程 A		1	1･2	
	学習指導要領と教育課程 B		1	1･2	
	教育実践の事例研究 A		1	1･2	
	教育実践の事例研究 B		1	1･2	
	生徒指導実践演習 A		1	1･2	
	生徒指導実践演習 B		1	1･2	
	学級経営実践演習 A		1	1･2	

	学級経営実践演習 B		1	1･2	
総合実践力	教育実践研究Ⅰ（国語）		2	1	自己の所属するコース（分野）の実践研究Ⅰ・Ⅱを合わせて６単位履修すること
	教育実践研究Ⅱ（国語）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（英語）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（英語）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（地理歴史）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（地理歴史）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（公民）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（公民）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（数学）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（数学）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（理科）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（理科）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（技術・工業）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（技術・工業）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（情報）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（情報）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（家庭）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（家庭）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（音楽）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（音楽）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（美術）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（美術）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（体育）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（体育）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（総合）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（総合）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（幼児教育）■		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（幼児教育）■		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（特別支援）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（特別支援）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（学校づくりマネジメント）■		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（学校づくりマネジメント）■		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（生徒指導・教育相談）■		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（生徒指導・教育相談）■		4	2	

	教育実践研究Ⅰ（学習指導力開発）■ 教育実践研究Ⅱ（学習指導力開発）■ 教育実践研究Ⅰ（教員養成特別） 教育実践研究Ⅱ（教員養成特別）		2 4 2 4	1 2 1 2	

3　実習科目

所属する系	授　業　科　目	単位数		標準履修年次	履修方法
		必修	選択		
教科・総合系	教育課題フィールドワーク(*a) 教科教育実践フィールドワーク(*b) 教科教育フィールドワークA(*c) 教科教育フィールドワークB(*d) 教科教育フィールドワークC(*e) 教育総合実践フィールドワーク(*f) 教育総合フィールドワークA(*g) 教育総合フィールドワークB(*h) 教育総合フィールドワークC(*i)		2 8 2 4 4 8 2 4 4	1 2 1 2 2 2 1 2 2	所属等に応じ，次のとおり履修すること。 ○教育探究総合コース以外のコース 現職教員学生…(*a,*b) 現職教員以外の学生…(*c,*d,*e) ○教育探究総合コース 現職教員学生…(*a,*f) 現職教員以外の学生…(*g,*h,*i)
教職系	教育課題フィールドワーク(*j)■ 教育実践フィールドワーク(*k)■ 特別支援フィールドワーク(*l) 教育実践フィールドワーク（特別支援）(*m) 総合インターンシップ（特別支援）(*n) 基礎インターンシップ（幼児教育）(*o)		2 8 3 7 7 4	1 2 1 2 2 1	所属等に応じ，次のとおり履修すること。 ○特別支援教育コース以外のコース 現職教員学生…(*j,*k)

	■ 総合インターンシップⅠ（幼児教育）(*p) ■ 総合インターンシップⅡ（幼児教育）(*q) ■ 基礎インターンシップ（教員養成特別）(*r) 総合インターンシップⅠ（教員養成特別）(*s) 総合インターンシップⅡ（教員養成特別）(*t) 総合特別インターンシップⅠ（教員養成特別）(*u) 総合特別インターンシップⅡ（教員養成特別）(*v)		2 4 4 2 4 2 4	2 2 1 2 2 2 2	○特別支援教育コース 現職教員学生…(*l,*m) 現職教員学生以外…(*l,*n) ○幼児教育コース 現職教員学生以外…(*o,*p,*q) ○教員養成特別コースの学生…(*r,*s,*t)

備考１　講義及び演習の単位は，１５時間の授業をもって１単位とし，実験，実習及び実技の単位は，３０時間の授業をもって１単位とする。

備考２　■印の授業科目は，昼間・夜間ともに開講する。昼間クラスの学生は，夜間クラスでの受講は不可とする。◆印の授業科目は，夜間開講とし，昼間クラスの学生が受講を希望する場合，実習責任教員及び授業担当教員の承認を必要とする。

別表第８（第７条第１項関係）

専　攻　等		教育職員免許状の種類
人間教育専攻	心理臨床コース グローバル教育コース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 養護教諭専修免許状

高度学校教育実践専攻	教科・総合系	国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 数学科教育コース 理科教育コース 技術・工業・情報科教育コース 家庭科教育コース 音楽科教育コース 美術科教育コース 保健体育科教育コース 教育探究総合コース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 養護教諭専修免許状
	教職系	特別支援教育コース	特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域）
		幼児教育コース 学校づくりマネジメントコース 生徒指導コース 学習指導力・ICT 教育実践力開発コース 教員養成特別コース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 養護教諭専修免許状